公認会計士

論文グレードアップ答練
租税法
第1回解説

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 211725
EU21172

解答・解説
第１問

■ 解　　答 ■

問題１

問１（85字）

Ａ社がＢ社に対して行った無利息の融資については、Ａ社が本来収受すべき年利3.5%に相当する経済的利益を収益の額として、令和２事業年度の益金の額に算入する（法人税法22条２項）。

問２（72字）

Ｂ社が行った土地の譲渡については、収益の額として土地の時価相当額１億円を令和２事業年度の益金の額に算入する（法人税法22条２項、22条の２第４項）。

問３（81字）

Ａ社の更生計画認可決定によるＣ社への貸付金の切捨てについては、決定があった切捨額2,000万円を損失の額として令和２事業年度の損金の額に算入する（法人税法22条３項三号）。

問４（94字）

Ａ社が受けたＤ社株式の剰余金の配当150万円は、非支配目的株式等に係る配当の額に該当する（法人税法23条7項）。Ａ社は、配当の額の20%相当額30万円につき益金不算入の規定を適用できる（同条1項）。

問題２

番号	○×欄	記述欄
①	×	事業分量分配金は、益金不算入の適用を受けることができない。 益金の額に算入される。法人税法２３条１項一号。
②	×	Ａ社は、受贈益として建物の時価相当額を、益金の額に算入する。 法人税法２２条２項
③	○	法人税法２２条２項、３項三号
④	×	令和３事業年度に予定されている従業員慰安旅行費用の見積額は、令和２事業年度末において債務が確定していないため、損金の額に算入しない。 法人税法２２条３項二号
⑤	○	法人税法２２条３項一号

■ 出 題 意 図 ■

理論は、法人税法の益金の額、損金の額、受取配当等、貸倒損失から出題した。基本問題集を一言一句暗記しようとするのではなく、理解をベースにして、論述することができるようにしておくこと。本試験で出題される応用問題にも対応することができる。

■ 解　　説 ■

問題１

問１　益金の額（無償による役務提供）

益金の額（法人税法 22 条２項）

法人税法上、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額とすると定められている。

↓

事例解釈

Ａ社について

本来収受すべきであった利息について、無利息であるため、その利息の経済的な利益相当額がＡ社からＢ社へ移転したものと考えられる。

↓

結論

Ａ社については、受取利息相当額の無償による役務の提供に係る収益を認識し益金の額に算入する。

【参考】

これと同時に、同額をＢ社に対する寄附金の額（法人税法 37 条７項）を支出したとしてとらえることとなるが、本問では、当該内容については解答する必要はなかった。

なお、Ａ社とＢ社が完全支配関係にある場合については、グループ法人税制が適用される。

問２　益金の額（無償による資産の譲渡）

（事例）時価譲渡

土地（時価 100、譲渡直前の帳簿価額 60）を 100 で売却した場合

税務仕訳

（現　　金）100　　（土地譲渡収入）100

→　益金の額（法法 22②）

（土地譲渡原価）　60　　（土　　地）　60

→　損金の額（法法 22③一）

（事例）低額譲渡（本問の場合）

土地（時価 100、譲渡直前の帳簿価額 60）を対価 30 で売却した場合

（現　　金）　30　　（土地譲渡収入）　100

（未 収 入 金）　70　　→　益金の額（法法 22②）

→　益金算入額：時価（法法 22 の 2④）

（無償による資産の譲渡に係る当該事業年度の収益の額）

（土地譲渡原価）　60　　（土　　地）　60

→　損金の額（法法 22③一）

（寄　附　金）　60　　（未 収 入 金）　60

→　法法 37⑦⑧

低額譲渡は、時価相当額により売却し、後日、時価相当額と低額譲渡を行った場合の対価の額との差額を贈与した場合とその経済的効果は同じであり、同じ課税関係にしなければ、課税の公平が保てなくなる。

また、法人の資産が売却等により所有者たる法人の手から離れる際に、キャピタルゲインは顕在化すると考えられ、キャピタルゲインが顕在化した以上、その法人がその対価を収受してもしなくても、益金の額に算入すべき金額に変わりはない。

問３　損金の額（損失の額）

会計上、損失は、収益獲得に貢献せず、収益と因果関係のない財産上の価値の損失をいい、税務上も、所得を減少させるものであり、法人税法第 22 条により、発生した事業年度の損金の額に算入される。

貸倒損失については、会計上は、保守主義の観点から、早めに計上する傾向にあるが、税務上は、課税の公平の観点から、損失の確実性が要求されるため、会計上の計上時期より遅くなる傾向がある。

また、税務上は、通達において、事実認定だけでなく経理要件までも定めており、この点、課税要件法定主義に反するという意見（別段の定めを設けるべきであるという意見）がある。

なお、貸倒損失の計上が認められるのは、次に掲げる場合のそれぞれの金額に限定されている。

⑴　法律的に金銭債権を切り捨てた場合のその切捨額（法基通９－６－１）
⑵　回収不能の金銭債権の貸倒れの場合のその全額（法基通９－６－２）
⑶　一定期間取引停止後弁済がない場合等の備忘価額を控除した金額（法基通９－６－３）

問４　別段の定め（受取配当等の益金不算入）

益金不算入となる受取配当等の額は、完全子法人株式等に係る配当等の額、関連法人株式等に係る配当等の額、その他株式等に係る配当等の額、非支配目的株式等に係る配当等の額に区別して計算され、非支配目的株式等は、支払基準日（資本の払戻し以外のみなし配当の場合には効力発生日の前日）において当社が発行済株式等の５％以下を保有している他の内国法人の発行する株式等をいい、特定株式投資信託を含める。

・非支配目的株式等に係る配当等の益金不算入額

配当等の額の合計額× 20% ＝ 益金不算入額

問題２

問①　剰余金の配当

「剰余金の配当」は、株式会社及び協同組合等の剰余金の配当のことを指す。協同組合等の剰余金の配当には、配当金的性格を有するもの（出資分量分配金）と売上割戻し的性格を有するもの（事業分量分配金）があるため、条文上、「株式又は出資に係るものに限る。」とすることにより配当金的性格を有するものに限定している。

	区　分	名　称	取　扱　い
剰余金の配当	出資に係るもの	出資分量分配金	益金不算入の規定が適用される。
	組合員の組合事業の利用分量に応ずるもの	事業分量分配金	組合員に対する一種の割戻しの性格を持ち、支払法人側で損金の額に算入されるため、受取法人側では益金の額に算入される。

問②　無償による資産の譲受け

ex.　建物（時価 50）を無償で譲り受けた。

（建　　物）　50　　（受　贈　益）　50

↓　　↓

時価により　　（根拠条文）法人税法第 22 条２項

取得価額を計上　　「無償による資産の譲受けに係る当該事業年度の収益の額」

法人税においては、資本等取引以外の取引に係る収益の額は、別段の定めのない限り益金の額に算入することとしており、無償による資産の受贈益相当分は、益金の額に算入すべき収益が生ずる取引となる。

問③　損害賠償金（損失の損金算入時期と賠償請求権の益金算入時期）

不法行為により被った損害に係る損失の損金算入時期及び損害賠償請求権の益金算入時期について、学説上、損失確定説、同時両建説及び異時両建説が存在する。

通達では、相手方がその法人の役員又は使用人以外の「他の者」である場合について、異時両建説を採用している。

平成 29 事業年度

土地購入手付
小切手交付
B社 ──────→ 個人R
↓
詐欺による被害

（前　　払　　金）	1,000万円	（当　座　預　金）	1,000万円
（詐　欺　損　失）	1,000万円	（前　　払　　金）	1,000万円
（損害賠償請求権）	~~1,000万円~~	~~（損害賠償金収入）~~	~~1,~~000万円←同時両建説

令和 2 事業年度・和解の成立日（合意した日）

（損害賠償請求権）　×××　（損害賠償金収入）　×××　←異時別建説

＊　支払を受けるべきことが確定した日にその確定額を計上

令和 2 事業年度・損害賠償金の支払の収受日

（現　　金）　500万円　（損害賠償金収入）　500万円←回収基準

同時両建説

損害を受けた時点で自動的に民事上の損害賠償請求権を取得するのであるから、その損害に係る損失を計上（平成 29 事業年度に発生）するとともに、これと同時に損害賠償金の収益計上すべきである。

↓

異時別建説・回収基準

個別確定説：損失の確定（財産が詐取され、その被害の発生時）と損害賠償による収益の確定とを独立したものと捉えて別々に損益を認識する方法である。

↓

便宜上、収益の額・損失の額を相殺消去して残額を計上することは実務上許されるとしても、益金の額・損金の額のそれぞれの項目につき金額を明らかにして課税すべきものとしている制度本来の趣旨からすれば、収益及び損失は、各々独立に確定するべきである。

↓

結論

・平成 29 事業年度

詐欺によって詐取された段階で 1,000 万円が損金の額として計上される。

・令和 2 事業年度

弁済を受けた 500 万円が益金の額として計上される。

※　法基通２－１－43

他の者（当社の役員又は使用人を除く。）から支払を受ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入（異時別建説）するのであるが、実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入（回収基準）している場合には、これを認める。

損害発生	→	支払を受けるべきことが確定	→	支払額の収受
同時両建説		異時別建説		回収基準

実務においては、法人の役員又は使用人による横領等の不法行為は、まま見受けられるところであり、債権の性格のみに着目して、ただちに（相手方がその法人の役員又は使用人以外の「他の者」である場合の）異時両建説によることには反対意見がある（同時両建説。経理部長による横領行為。判例あり）。

問④　見積計上額（費用の額）

「法人税法 22 条３項（損金の額の原則）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

↓

一　当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二　前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」

「債務確定基準」という。

↓

減価償却費及び繰延資産償却費については「債務確定基準」が求められていない。

↓

引当金を認めない趣旨とされている。→（貸倒引当金は別段の定めにより認められている。）

↓

「債務の成立」、「具体的給付原因の事実の発生」、「合理的算定可能」の３要件がある（法基通２－２－12）。

↓

「債務の成立」は、一定の給付をすることが契約上の債務となっていること。

ex. 旅行会社に旅行の申込みをした時点で債務が成立する。

↓

「具体的給付原因の発生」は、私法上同時履行の抗弁権を考える必要がある。

ex. 旅行会社に旅行の申込をした時点で、旅行代金を支払わなければならないこととなるが、旅行に行く権利もあるため、その旅行が終わるまで、代金を支払わないこととなる。

（旅行に行ける権利）×××（旅行代金を支払わなければならない債務）×××

↓

債務の成立はしているが、債務の確定はしていない。権利と義務の相殺状態であり、費用を認識せず、借方も貸方の仕訳はしない。

↓

実際に旅行を行った。

~~（旅行に行ける権利）~~×××（未払金）×××

（福 利 厚 生 費）

つまり、旅行を終わった部分について「具体的給付原因事実の発生」したこととなる。

↓

「合理的算定可能」は、通常「具体的給付原因の発生」をしていれば、具備するものである。

↓

結論、事実が発生していれば債務が確定しており、そうでない場合には債務が確定していないと考える。

問⑤　見積計上額（原価の額）

「法人税法 22 条３項一号

当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」

↓

売上原価の損金算入の根拠

費用収益対応の原則における個別対応と同様に、収益と直接対応させている。

なお、事業年度終了の日までに確定していなくても、適正に見積もることが可能である場合、見積計上することとなる。

■　配　　点　■

第１問　　（40 点）

問題１各問題５点　計 20 点　問題２各問題４点　計 20 点

解答・解説
第２問

■　解　　答　■

問題１

Ⅰ　法人税額の計算　　(単位：円)

当期純利益の額　967,573,930

	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等についての申告調整)		
Ａ株式	, ,	☆ , 45,500
Ｂ株式	, ,	☆ 1,829,210
Ｃ証券投資信託	, ,	☆ , 92,000
(有価証券についての申告調整)		
Ｃ証券投資信託	, ,	☆ , 60,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	☆ ,481,401	, ,
投資信託の収益分配金に係る所得税・復興特別所得税	☆ , 41,142	, ,
預金の利子及び社債の利子分配金に係る所得税・復興特別所得税	☆ , 91,890	, ,
(貸倒損失についての申告調整)		
４．貸倒損失についての資料⑵		
乙社	☆ 2,100,000	, ,
丙社	☆ ,509,999	, ,
丁社	, ,	☆ 16,500,000

	加算すべき金額	減算すべき金額
（減価償却についての申告調整）		
５．減価償却についての資料⑵		
建物Ｇ	☆　,640,000	,　,
建物Ｈ	☆ 46,151,250	,　,
機械装置	,　,	☆　, 31,615
５．減価償却についての資料⑶		
応接セット、金庫、テレビ、パソコン	☆ 3,146,334	,　,
（繰延資産についての申告調整）		
６．繰延資産についての資料		
Ｉ建物権利金	☆　, 75,000	,　,
Ｊ土地市道用地	☆ 7,744,445	,　,
Ｋ同業者団体加入金	☆　,513,000	,　,
（租税公課についての申告調整）		
７．租税公課についての資料		
⑴について	,　,	☆ 39,620,000
⑵について	☆233,450,000	,　,
⑶について	☆193,015,000	,　,
⑷について	☆ 1,352,000	,　,
（役員給与についての申告調整）		
８．役員給与についての資料		
⑴について	☆　,400,000	,　,
⑵について	☆　,　, 0	,　,
（寄附金についての申告調整）		
寄附金の損金不算入額	☆　,　, 0	,　,
	・・・・・・・・・	・・・・・・・・・

（法人税額の計算）

所得金額	1,400,614,000
法人税額	☆ **324,942,448**
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	XXX,XXX,XXX
中間申告法人税額	XXX,XXX,XXX
納付すべき法人税額	☆ **160,347,0**00

(百円未満切捨て)

（☆…２点×26 箇所　問題１　合計 52 点）

問題２

（同族会社の判定）

同族会社に該当　☆（する）・しない

（特定同族会社の判定）

特定同族会社に該当　☆ する ・（しない）

（税法上の役員）

☆（Ａ氏）・（Ｂ氏）・（Ｃ氏）・Ｄ社・（Ｅ氏）・（Ｆ氏）・（Ｇ氏）・（Ｈ氏）・（Ｉ氏）・少 数 株 主

（税法上の使用人兼務役員）

☆　Ａ氏・Ｂ氏・Ｃ氏・Ｄ社・Ｅ氏・Ｆ氏・Ｇ氏・（Ｈ氏）・Ｉ氏・少 数 株 主

（☆…２点×４箇所　問題２　合計８点）

（税法上の役員と税法上の使用人兼務役員はいずれも、すべて正解で２点とする。）

■ 出 題 意 図 ■

法人税法の計算問題において出題頻度が高い項目として、受取配当等、所得税額控除、減価償却、租税公課などがあります。これらの論点についてはしっかりと得点できるようにしておきましょう。

■ 解　　説 ■

問題１

1　受取利息及び配当金等

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

（Ｃ証券投資信託についての申告調整）

Ｃ証券投資信託過大計上 60,000（減・留）

（受取配当についての申告調整）

Ａ株式（非支配目的株式等）

（280,000－52,500*）×20％＝45,500

＊Ａ株式の短期保有株式等に係る配当等の額

$$3{,}000\text{株}\times\frac{8{,}000\text{株}\times\dfrac{4{,}000\text{株}}{4{,}000\text{株}+4{,}000\text{株}}}{8{,}000\text{株}}=1{,}500\text{株}$$

$$\frac{280{,}000}{8{,}000\text{株}}\times1{,}500\text{株}=52{,}500$$

Ｂ株式（関連法人株式等）

①　受取配当等の額　2,200,000

②　控除額

イ　支払利子総額　26,485,000

ロ　簡便法

$$\frac{317{,}000+386{,}000}{20{,}871{,}000+26{,}496{,}000}=0.0148\rightarrow0.014$$（小数点以下３位未満切捨て）

ハ　控除額　イ×ロ＝370,790

③　①－②＝1,829,210

Ｃ証券投資信託（非支配目的株式等）

（520,000－60,000）×20％＝92,000

（注１）証券投資信託に係る配当等の額

区　　分	配当等の額
下記以外の特定株式投資信託	収益の分配金の額（全額）
公社債投資信託	なし
公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く）	なし
外貨建等証券投資信託・特定外貨建等証券投資信託	なし
外国株価指数連動型特定株式投資信託	なし

※　特別分配金が含まれている場合には収益分配金から控除して配当等の額を計算する。その特別分配金が収益に計上されている場合には、減算調整が必要となる。また、本問の場合、問題文によりＣ証券投資信託は、上記表中の下記以外の特定株式投資信託に該当する。

（注２）控除負債利子

①　当期支払利子総額（前払費用部分は含まれない。）

支払利子総額に含まれるもの	支払利子総額に含まれないもの
借入金利子 手形割引料（手形売却損） 社債の利子 相手側に対する手形の割引料負担額 従業員の預り金、営業保証金、敷金等の利息 取得価額に算入しない割賦購入資産の利息 取得価額に算入した負債利子	売上割引料 取得価額に算入した割賦購入資産の割賦利息 利子税、延滞金（納期限延長に係るもの）

②　簡便法の控除割合（小数点以下３位未満切捨て）

・関連法人株式等

$$\frac{\text{基準年度における関連法人株式等に係る原則法による控除負債利子の額}}{\text{基準年度における支払利子総額}}$$

２　所得税額

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

〔法人税額から控除される所得税額等〕

⑴　株式・出資グループ（Ａ株式、Ｂ株式）（$\frac{1}{12}<\frac{1}{2}$　∴簡便法）

$$42,882\times\frac{4,000株+(8,000株-4,000株)\times\frac{1}{2}}{8,000株}(0.750)+449,240=481,401$$

⑵　受益権グループ（Ｃ証券投資信託）（$\frac{7}{12}>\frac{1}{2}$　∴個別法）

$$70,449\times\frac{7}{12}(0.584)=41,142$$

⑶　その他グループ（Ｄ社債、銀行利子）

52,071＋39,819＝91,890

（注）Ａ株式及びＣ証券投資信託のみ計算期間中の取得がある。

３　貸倒損失

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

貸倒損失

4,200,000×50％＝2,100,000　→　乙社貸倒損失否認（加・留）

510,000－１＝509,999　→　丙社貸倒損失否認（加・留）

33,000,000×50％＝16,500,000　→　丁社貸倒損失認定損（減・留）

（注１）法律の規定等により金銭債権が切り捨てられた場合

⑴　貸倒損失の計上が認められる場合とその金額 … 強制計上（法基通９-６-１）

次の事実が発生した場合には、それぞれに掲げる金額は、貸倒損失となる。

貸倒損失の計上が認められる事実（事実要件）	貸倒損失額
会社更生法等の規定による更生計画の認可の決定 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定 債務者の負債整理を定めた債権者集会の協議決定 行政機関又は金融機関等のあっせんによる当事者間の協議決定	決定により切り捨てられることとなった金額
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合に、書面により債務免除が明らかにされたとき	債務免除額

⑵　対象となる金銭債権

金銭債権は、売掛金・受取手形・貸付金等の金銭債権のほか前渡金・差入営業保証金等の返還請求債権も含まれる。

（注２）一定期間取引停止後弁済がない場合等

⑴　貸倒損失の計上が認められる場合とその金額 … 任意計上（法基通９-６-３）

次のいずれかの場合には、次の金額を貸倒損失とすることができる。

貸倒損失の計上が認められる事実（事実要件）	貸倒損失額
①　資産状態、支払能力が悪化したことにより債務者との取引を停止し、その停止時以後、当期末まで１年以上経過した場合	売掛債権 －備忘価額 （１円）
②　同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用に満たない場合で、支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき	

【留意点】

①について

１）「債務者との取引を停止した時」

最後の弁済期
最後の弁済の時　　のうち最も遅い時
取引停止時

２）継続的取引にのみ適用

不動産取引のようにたまたま行った取引に係る売掛債権については適用はない。

３）担保物がある場合には適用はない。

②について

１）適用判定（売掛債権の総額＜取立費用）

「売掛債権の総額」につき、同一地域内の債務者が複数の場合は、合計額で判定する。

２）貸倒損失額

債務者ごとに売掛債権から備忘価額をマイナスする。

⑵　対象となる売掛債権

売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。

※　乙社の貸付金について貸倒損失を計上しているが、本問のように一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れは、売掛債権だけに限られ、貸付債権については適用がないことから、貸付金について貸倒損失に計上した金額は、否認する。

丙社も同様に、一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れは、売掛債権だけに限られ、貸付金については適用がないことから、貸付金について貸倒損失に計上した金額は、否認するため、損金経理を行っている貸付金の 509,999 円を否認する。

丁社の貸付金は、事実要件を満たしており、かつ会社が何らの経理も行っていないため、切捨額につき別表四において減算・留保の調整をする。

4　減価償却

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

建物Ｇ（定額法）

⑴　償却限度額

220,000,000×0.033＝7,260,000

⑵　償却超過額

7,900,000－⑴＝640,000　→　建物Ｇ減価償却超過額（加・留）

建物Ｈ（定額法）

⑴　償却限度額

①　従前部分

310,000,000×0.033＝10,230,000

②　資本的支出部分

$45,000,000 \times 0.033 \times \frac{5}{12} = 618,750$

③　①＋②＝10,848,750

⑵　償却超過額

（12,000,000＋45,000,000）－⑴＝46,151,250

→ 建物Ｈ減価償却超過額（加・留）

機械装置（200％定率法）

⑴　償却限度額

①　（2,500,000＋570,340）×0.222＝681,615

②　8,000,000×0.07126＝570,080

③　①≧②　∴681,615（通常償却）

⑵　償却超過額

650,000－⑴＝△31,615

⑶　認容額

570,340＞31,615　∴31,615　→　機械装置減価償却超過額認容（減・留）

資料５．の⑶

応接セット（200%定率法）

⑴　償却限度額

①　296,000×0.250＝74,000

②　296,000×0.07909＝23,410

③　①≧②　∴①×$\frac{10}{12}$＝61,666

⑵　償却超過額

296,000－⑴＝234,334 →　応接セット減価償却超過額（加・留）

前期事業供用一括償却資産（金庫、0.100×$\frac{2}{12}$<$\frac{12}{36}$　∴一括償却有利）

⑴　前期損金算入限度超過額

①　損金算入限度額

210,000×$\frac{12}{36}$＝70,000

②　損金算入限度超過額

210,000－①＝140,000

⑵　損金算入限度額

210,000×$\frac{12}{36}$＝70,000

⑶　損金算入限度超過額

0－⑵＝△70,000

⑷　損金算入限度超過額

70,000＜140,000　∴70,000　→　一括償却資産損金算入限度超過額認容（減・留）

当期事業供用一括償却資産（テレビ、パソコン、0.400×$\frac{1}{12}$、0.500×$\frac{6}{12}$<$\frac{12}{36}$　∴一括償却有利）

⑴　損金算入限度額

（441,000＋4,032,000）×$\frac{12}{36}$＝1,491,000

⑵　損金算入限度超過額

（441,000＋4,032,000）－⑴＝2,982,000

→　一括償却資産損金算入限度超過額（加・留）

応接セット、金庫、テレビ、パソコンの合計額

234,334(加)－70,000(減)＋2,982,000(加)＝3,146,334（加）

→　答案用紙：応接セット、金庫、テレビ、パソコンの欄

（注１）償却方法

償却方法は、法人が選定し届け出る。なお、２以上の償却方法が認められている資産につき、届出がない場合には、法定償却方法となる。

⑴　平成 19 年３月 31 日以前に取得した減価償却資産

区　　分		償　却　方　法	法定償却方法
有形減価償却資産（建物、国外リース資産及び鉱業用減価償却資産を除く。）		旧定額法又は旧定率法	旧定率法
建 物	平成 10 年３月 31 日以前**取得**	旧定額法又は旧定率法	旧定率法
	平成 10 年４月１日以後**取得**	旧定額法	―
無形固定資産（鉱業権を除く。）		旧定額法	―

⑵　平成 19 年４月１日以後以前に取得した減価償却資産（平成 19 年３月 31 日以前に取得した減価償却資産であっても、平成 19 年４月１日以後に事業の用に供した減価償却資産を含む。）

区　　分		償　却　方　法	法定償却方法
建　物		定額法	―
有形減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物、リース資産を除く。）	平成 24 年３月 31 日以前に取得	定額法又は 250%定率法	250%定率法
	平成 24 年４月１日以後に取得	定額法又は 200%定率法	200%定率法
建物附属設備、構築物	平成 24 年３月 31 日以前に取得	定額法又は 250%定率法	250%定率法
	平成 24 年４月１日以後平成 28 年３月 31 日以前に取得	定額法又は 200%定率法	200%定率法
	平成 28 年４月１日以後に取得	定額法	―
無形減価償却資産（鉱業権を除く。）		定額法	―
リース資産		リース期間定額法	―

本問の場合は、償却方法について何ら選定の届出をしていないため、償却方法の選択が認められる資産については、法定償却方法により償却限度額を計算する。

（注２）取得価額が少額のものの減価償却資産

大規模法人の場合、少額減価償却資産は以下になる。（取得価額の全額につき損金経理をしていることを前提とする。）

10 万円未満⇒損金算入（会社経理是認）

10 万円以上 20 万円未満⇒通常償却と一括償却の有利選択

20 万円以上⇒通常償却

なお、中小企業者で常時使用する従業者の数が 500 人以下の法人であれば、30 万円未満（年 300 万円以下）であり、かつ、取得価額の全額につき損金経理をしていれば、全額を損金算入することができる。

金庫、テレビ、パソコンについては、いずれも取得価額が 20 万円未満のものであるため、一括償却によることができる。その計算単位は、事業供用年度ごととなる。よって、金庫については前期の事業供用、テレビ及びパソコンについては当期の事業供用であるため、別計算となる。

（注３）一括償却の留意点

一括償却を選択した場合には、その後の事業年度において当該一括償却資産につき除却等があったとしても、一括償却の計算を継続することに留意すること。

5　繰延資産

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

Ｉ建物権利金

⑴　償却期間

５年

⑵　償却限度額

$4,500,000 \times \frac{11}{5年 \times 12} = 825,000$

⑶　償却超過額

900,000－⑵＝75,000　→　Ｉ建物権利金繰延資産償却超過額（加・留）

Ｊ土地市道用地

⑴　償却期間

$15年 \times \frac{4}{10} = 6年$（１年未満切捨て）

⑵　償却限度額

$8,200,000 \times \frac{4}{6年 \times 12} = 455,555$

⑶　償却超過額

8,200,000－⑵＝7,744,445　→　Ｊ土地市道用地繰延資産償却超過額（加・留）

Ｋ同業者団体加入金　※通常会費は損金算入

⑴　償却期間

５年

⑵　償却限度額

$540,000 \times \frac{3}{5年 \times 12} = 27,000$

⑶　償却超過額

540,000－⑵＝513,000　→　Ｋ同業者団体加入金繰延資産償却超過額（加・留）

（注１）Ｉ建物権利金：建物を賃借するために支出する権利金等

区　　分	償　却　期　間
①　建物の新築に際しその所有者に対して支払った権利金等でその権利金等の額がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、実際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められる場合	耐用年数×$\frac{7}{10}$
②　建物の賃借に際し支払った①以外の権利金等で契約、慣習等によってその明渡しに際して借家権として転売できることになっている場合	見積残存耐用年数×$\frac{7}{10}$
③　①及び②以外の権利金の場合	５年＊

＊　賃借期間が５年未満で更新時に再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間。

本問の場合、償却期間が与えられているため、それを使って計算すればよいことになる。本試験においても、償却期間が与えられることが多いため、繰延資産のうち頻繁に出るものを押さえておけばよいと思われる。なお、Ｉ建物に係る借家権利金は、上記表の③に該当し、賃借期間が５年以上のためその償却期間は５年となる。

（注２）Ｊ土地市道用地：公共的施設負担金

区　　分	繰延資産の額	償却期間（１年未満切捨て）
当社が専ら使用する場合	支出額	耐用年数×$\frac{7}{10}$
上記以外の場合		耐用年数×$\frac{4}{10}$

(注)　道路用地又は舗装道路を提供した場合の繰延資産の額は、提供直前の帳簿価額とすることができ、また、耐用年数は 15 年として償却期間を計算する。つまり本問の場合は、15 年に$\frac{4}{10}$を乗ずる。

（注３）Ｋ同業者団体加入金：同業者団体加入金

譲渡性及び出資性がない場合には繰延資産となり、その償却期間は５年となる。なお、同業者団体に係る通常会費は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入される。

６　租税公課

〈本問における計算過程〉　　**（単位：円）**

⑴について

納税充当金から支出した事業税等

事業税等　38,520,000＋引当超過額戻入 1,100,000＝39,620,000（減・留）

⑵について

損金経理法人税　197,236,000

損金経理住民税　36,214,000　　計　233,450,000（加・留）

⑶について

損金経理納税充当金　193,015,000（加・留）

⑷について

従業員業務中交通反則金 55,000＋役員業務中交通反則金 120,000＝175,000

→　損金経理罰金等（加・社）

中間納付法人税延滞税 687,000　→　損金経理附帯税等（加・社）

過怠税 490,000　→　損金経理過怠税（加・社）

175,000（加）＋687,000（加）＋490,000（加）＝1,352,000（加）

（注１）納税充当金から支出した事業税等の額

納税充当金の取崩額－取崩して納付した法人税及び地方法人税(本税)－取崩して納付した住民税(本税)

本問の場合は、取崩して納付した事業税（本税）＋取崩して戻入益に計上した金額が上記の算式で計算した金額と同額となる。

（注２）罰科金等（交通反則金、法法 55④一、法基通９－５－５）

使用人に対するもの	業務中	「損金経理罰金等」（加・社）
	業務外	原則として、使用人給与として損金算入
役員に対するもの	業務中	「損金経理罰金等」（加・社）
	業務外	「役員給与損金不算入額」（加・社）

（注３）附帯税等（過怠税は別）

附帯税等の種類	取扱い	税務調整
利子税 納期限延長に係る延滞金	損金算入	税務調整なし
延滞税 納付遅延に係る延滞金 過少申告加算税（金） 無申告加算税・不申告加算金 重加算税（金） 不納付加算税	損金不算入	合計して 「損金経理附帯税等（加・社）」

7　役員給与

⑴　事業年度の中途に行った複数回の増額改定

①　7 月支給分からの増額改定（月額 700,000 円→月額 1,000,000 円）

その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日までにされた定期給与の改定は、通常改定に該当する。その改定の前後で期間を区分し、それぞれの期間ごとに、その期間中の各支給時期において支給される定期給与の額が同額であれば、定期同額給与に該当する。

②　2 月支給分からの増額改定（月額 1,000,000 円→月額 1,200,000 円）

2 月支給分からの改定は、業績が好転したことに伴うものであり、定期同額給与とされる改定事由に該当しない。そのため、増額した 20 万円部分について、定期同額給与等以外の給与として損金不算入となる。

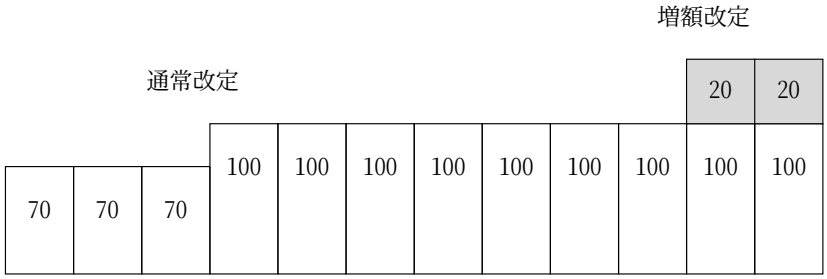

⑵　病気のため職務執行ができない場合

定期同額給与は、役員の職制上の地位の変更、その役員の職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情があれば、臨時改定事由として事業年度開始後 3 月を超えても改定することができる。専務取締役Ｆの入院は、偶発的な事情であり、入院期間中は職務の内容に重大な変更が生じるため、臨時改定事由に該当する。入院期間中の減額した給与も定期同額給与として取り扱われる。

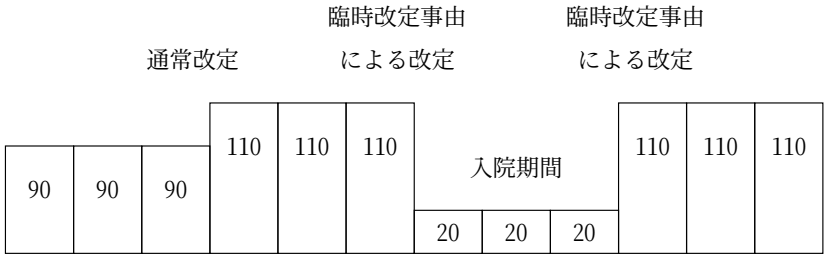

8　寄附金

〈本問における計算過程等〉

寄附金の損金不算入額

⑴　支出寄附金の総額

①　指定寄附金等（Ｌ新聞社、日本赤十字社）

5,300,000＋1,400,000＝6,700,000

②　特定公益増進法人等に対する寄附金（独立行政法人Ｍ）

2,700,000

③　その他の寄附金（政治団体Ｎ）

3,100,000

④　①＋②＋③＝12,500,000

⑵　特別損金算入限度額

①　資本基準額

$900,000,000\times\frac{12}{12}\times\frac{3.75}{1,000}=3,375,000$

②　所得基準額

$(\text{仮計}\ 1,400,000,000+⑴④)\times\frac{6.25}{100}=88,281,250$

③　$(①+②)\times\frac{1}{2}=45,828,125$

⑶　一般寄附金の損金算入限度額

①　資本基準額

$900,000,000\times\frac{12}{12}\times\frac{2.5}{1,000}=2,250,000$

②　所得基準額

$(\text{仮計}\ 1,400,000,000+⑴④)\times\frac{2.5}{100}=35,312,500$

③　$(①+②)\times\frac{1}{4}=9,390,625$

⑷　損金不算入額

①　損金不算入の対象額

⑴④－⑴①－⑴②＊＝3,100,000

＊　⑴②＜⑵　∴⑴②

②　損金不算入額

⑷①－⑶③＜0　∴0

（注１）支出寄附金の区分の一覧表

支　出　先	形　　態	寄附金の区分等
国公立の学校の後援会に対する寄附金	施設が国等に帰属するもの	指定寄附金等
	施設が国等に帰属しないもの	その他の寄附金
日本赤十字社に対する寄附金	義援金で最終的に義援金配分委員会に対して拠出されることが明らかなもの	指定寄附金等
	財務大臣の承認を受けているもの	指定寄附金等
	上記以外	特定公益増進法人等に対する寄附金
独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金	学資の貸与に充てられるもの	指定寄附金等
	上記以外	特定公益増進法人等に対する寄附金
共同募金に対する寄附金	―――	指定寄附金等
日本商工会議所に対する寄附金	義援金で最終的に義援金配分委員会に対して拠出されることが明らかなもの	指定寄附金等
	上記以外	その他の寄附金
町内会に対する費用	祭り費用、消防団資金など	その他の寄附金
	町内会費	販管費として損金算入

（注２）寄附金（法基通９－４－２の３、４）

当期に支出しているが当期の費用に計上されずに、仮払経理されているものは、費用の追加計上を行う意味で別表四において減算・留保の調整を行う。また、当期において未払計上されているものについては、別表四において加算・留保の調整を行う。寄附金の費用の認識の時期は、支出時であることに留意する。なお、これらの調整は、寄附金の損金不算入額と異なり、加算欄及び減算欄において行う。

⑴　特別損金算入限度額

$$\text{寄附金の特別損金算入限度額} = (\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times \frac{1}{2}$$

①　資本基準額

$$\text{資本基準額} = \text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数（12）}}{12} \times \frac{3.75}{1,000}$$

②　所得基準額

$$\text{所得基準額} = (\text{仮計の金額} + \text{支出寄附金の総額}) \times \frac{6.25}{100}$$

⑵　一般寄附金の損金算入限度額

$$\text{一般寄附金の損金算入限度額} = (\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times \frac{1}{4}$$

①　資本基準額

$$\text{資本基準額} = \text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数（12）}}{12} \times \frac{2.5}{1,000}$$

②　所得基準額

$$\text{所得基準額} = (\text{仮計の金額} + \text{支出寄附金の総額}) \times \frac{2.5}{100}$$

9　法人税額の計算（別表一（大規模法人））

区　　分		税率	金額（単位：円）	計　算　過　程
所得金額		%	①　1,400,614,000	千円未満切捨て
法人税額の計算	①をそのまま転記 1,400,614,000	23.2	324,942,448	
	法　人　税　額		②　324,942,448	
試験研究費の特別控除額			③　0	
差　引　法　人　税　額			④　324,942,448	←②－③
（使途秘匿金課税額）			㊙　(0)	←百円未満切捨て
法　人　税　額　計			⑤　324,942,448	←④と同じ（㊙を足さない!）
控　除　所　得　税　額			⑥　614,433	
控　除　外　国　税　額			⑥　0	
差引所得に対する法人税額			⑦　324,328,000	←⑤＋㊙－⑥ 百円未満切捨て
中間申告分の法人税額			⑧　163,981,000	
差　引　確　定　法　人　税　額			⑨　160,347,000	←⑦－⑧

問題２

[判定]

⑴　株主順位

①　持株割合

(ｲ) Ｂ氏グループ　100,000株＋19,000株＋19,000株＝138,000株

(ﾛ) Ａ氏グループ　120,000株＋11,000株＝131,000株

(ﾊ) Ｄ社（非同族会社）　40,000株

②　議決権割合

(ｲ) Ｂ氏グループ　100,000個＋19,000個＋19,000個＝138,000個

(ﾛ) Ａ氏グループ　120,000個＋11,000個＝131,000個

(ﾊ) Ｈ氏グループ　13,000個

⑵　同族会社の判定

①　持株割合

(ｲ) 138,000株＋131,000株＋40,000株＝309,000株

(ﾛ) $\frac{309,000株}{600,000株}$＝51.5%＞50%　∴同族会社に該当する。

②　議決権割合

(ｲ) 138,000個＋131,000個＋13,000個＝282,000個

(ﾛ) $\frac{282,000個}{300,000個^{*}}$＝94%＞50%　∴同族会社に該当する。

＊　120,000個＋100,000個＋19,000個＋11,000個＋19,000個＋9,000個＋13,000個＋9,000個＝300,000個

⑶　特定同族会社の判定

①　持株割合

$\frac{138,000株}{600,000株}$＝23%≦50%　→　②へ

②　議決権割合

$\frac{138,000個}{300,000個}$＝46%≦50%　∴特定同族会社に該当せず、留保金課税の適用もなし。

⑷　みなし役員の判定

①　持株割合

株主等	経営に従事	50%超	10%超	５%超	判定結果
Ｅ　氏	○	○	○	○	みなし役員
Ｆ　氏	○	○	○	×	②へ

② 議決権割合

株主等	経営に従事	50%超	10%超	５%超	判定結果
F　氏	○	○	○	○	みなし役員

※　G氏は使用人以外の者であり、経営に従事しているため、みなし役員となる。

⑸ 使用人兼務役員の判定

① 持株割合

株主等	常時使用人としての職務の従事	50%超	10%超	５%超	判定結果
C　氏	している	○	○	×	②へ
H　氏	している	×	－	－	②へ

② 議決権割合

株主等	常時使用人としての職務の従事	50%超	10%超	５%超	判定結果
C　氏	している	○	○	○	役　員
H　氏	している	×	－	－	使用人兼務役員

【税法上の役員】A氏、B氏、C氏、E氏、F氏、G氏、H氏、I氏
【税法上の使用人兼務役員】H氏

（注１）同族会社及び特定同族会社

⑴ 同族会社の意義（法法２十）

同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の３人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその会社をいう。つまり、持株割合の多い上位３つの株主グループの持株割合の合計が50%を超える会社を同族会社という。

⑵ 特定同族会社の意義（法法67①②）

被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人（資本金の額または出資金の額が５億円以上の法人の100%子会社等は除く。）は対象から除く。）をいう。

なお、被支配会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の１人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分

の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその会社をいう。

つまり、同族会社の意義の上位３つの株主グループのところを上位１つの株主グループに置き換えた場合においても同族会社に該当する会社が被支配会社となる。

⑶　株主等と特殊関係のある個人及び法人

①　株主等と特殊関係のある個人（法令４①）

１）株主等の親族（６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族）

２）株主等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

３）株主等（個人である株主等に限る。）の使用人

４）１)～３)以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

５）２)～４)と生計を一にするこれらの者の親族

②　株主等と特殊関係のある法人（法令４②③）

株主等並びに株主等と特殊関係のある個人及び法人が発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有している他の会社をいう。

（注２）同族会社の判定及び特定同族会社の判定について

持株割合による判定のほかに、一定の議決権割合による判定を行う。

これは、会社法の施行に伴い、会社は多様な種類の株式の発行が可能となったため、議決権の制限がある株式を多数発行し、持株割合では少数株主となる者が議決権のある株式を多数有することにより実質的に会社を支配するという同族会社逃れを防ぐためである。

問題文に持株数（持株割合）だけでなく議決権数（議決権割合）が与えられた場合には、持株数（持株割合）による株主順位だけでなく議決権数（議決権割合）による株主順位を挙げ、持株割合による判定と議決権割合による判定の両方を行うことになる。

なお、同族会社の判定において、上位３つの株主グループの持株割合の合計が50％以下であっても、上位３つの株主グループの議決権割合の合計が50％を超える場合には、その会社は同族会社に該当する。また、特定同族会社の判定において、上位１つの株主グループの持株割合が50％以下であっても、上位１つの株主グループの議決権割合が50％を超える場合には、その会社は特定同族会社に該当する。

（注３）役員

⑴　役員の意義（法法２十五）

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

⑵　役員の範囲

税法上の役員	会社法上の役員（本来の役員）	取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人	
	税法独自の役員（みなし役員）	肩書実質判定	使用人以外の者（相談役・顧問・会長等）でその法人の経営に従事しているもの
		持株判定	同族会社の使用人のうち持株要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

税法独自の役員（みなし役員）
→ 肩書実質判定：相談役・顧問・会長
→ 持株判定：　①　50%超基準
②　10%超基準
③　５%超基準

税法独自の役員（みなし役員）

⑶　持株判定

①　判定対象会社

同族会社についてのみ、役員の持株判定を行う。非同族会社については持株判定はなく、肩書実質判定のみでみなし役員の判定を行う。

②　判定対象者（法令７二）

同族会社の使用人のうち、その会社の経営に従事している者がみなし役員判定の対象となる。

③　具体的な判定方法

同族会社の使用人のうち、その会社の経営に従事している者について、１)50%超基準、２)10%超基準、３)５%超基準の段階を経て判定を行う。

１）50%超基準

(ｲ)	第１順位のみで50%超となる場合	その使用人が第１順位の株主グループに属していること。
(ﾛ)	第１、第２順位をあわせて、はじめて50%超となる場合	その使用人が第１、第２順位の株主グループのいずれかに属していること。
(ﾊ)	第１、第２、第３順位をあわせて、はじめて50%超となる場合	その使用人が第１、第２、第３順位の株主グループのいずれかに属していること。

※１　(ｲ)に該当する場合は、(ﾛ)及び(ﾊ)には該当しない。また、(ﾛ)に該当する場合は、(ﾊ)には該当しない。

※２　同順位の株主グループが２以上ある場合は、そのすべての株主グループがその順位

の株主グループに該当する。

２）10%超基準

その使用人の属している株主グループの持株割合が10%超であること。

３）５%超基準

その使用人の持株割合※が５%超であること。

※　なお、その使用人の持株割合には以下のものも含まれる。

(ｲ) その使用人の配偶者の持株割合

(ﾛ) その使用人及び配偶者の合計持株割合が50%を超える会社の持株割合

（注４）使用人兼務役員

⑴　使用人兼務役員の意義（法法34⑤）

役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

⑵　概要

使用人兼務役員は、役員と使用人それぞれの側面を併せ持つことから、純然たる役員と異なり、使用人分の給与についての取扱い（後述）もでてくる。したがって、使用人兼務役員の範囲を確定することが重要である。

⑶　使用人兼務役員の判定

持株によって使用人兼務役員を判定する必要がある法人は、「みなし役員」の判定同様、同族会社に限られる。非同族会社については持株判定はなく、肩書実質判定のみで使用人兼務役員の判定を行う。

①　持株判定対象者

同族会社の取締役経理部長・取締役工場長・取締役総務部長等（肩書が使用人の名義と平取締役の名義を両方持っている者）で、使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するもの。

②　使用人兼務役員の判定対象者とならない者（税法上「（純然たる）役員」となる者）

(ｲ) 社長、副社長、理事長、代表取締役、代表執行役、専務取締役、専務理事、常務取締役、常務理事、代表権の制限等のない理事、清算人、その他これらに準ずる者、合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員。

(ﾛ) 相談役、顧問、会長その他これらに類する者でその法人の経営に従事している者

(ﾊ) 取締役（指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る）、会計参与及び監査役並びに監事

(ﾆ) 取締役総務担当や取締役経理担当等

使用人としての職制上の地位ではなく、法人の特定の部門の職務を統括している者である（法基通９-２-５）。

(ホ) 同族会社の使用人のうち、その会社の経営に従事している者で50%超基準、10%超基準、５%超基準のすべてを満たした者（→ みなし役員）

(ヘ) 非常勤役員

③ 持株による使用人兼務役員の判定方法

50%超基準、10%超基準及び５%超基準の段階を経て判定を行う。同族会社の取締役経理部長等について、１)50%超基準、２)10%超基準、３)５%超基準のすべてを満たした者は、使用人兼務役員になることができない（純然たる「役員」となる。）。

④ 持株判定上の留意点

株式等を有していない者でも、その者と特殊の関係のある個人又は法人が株式等を有している場合には、持株判定をすること。

例えば、判定の対象者の持株割合が０%でもその配偶者の持株割合が５%超であれば、その判定の対象者の５%超基準の判定を満たすこととなる。

■ 配　　点 ■

第２問　　（60 点）

問題１ 計 52 点　問題２ 計 8 点　　配点は解答参照

〈誤りが生じた場合について〉

原則として訂正表を配付致します。なお、答練の最終回終了後に発見した正誤については、ホームページ（https://www.lec-jp.com/kaikeishi/info/teisei/）への掲載となりますので、あわせてご確認下さいませ。

公認会計士

論文グレードアップ答練
租税法
第1回問題

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 211718
EU21171

（租　税　法）

（満点　100点）｛第２問とあわせ　時　間　２時間｝

第　１　問　（40点）

問題１　次の事案について、以下の問１～問４に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

Ａ社及びＢ社はいずれも、製造業を営む内国法人たる株式会社（普通法人）である。Ａ社は、Ｂ社の発行済株式80,000株のうち70,000株を数年前から継続して保有している。Ａ社の資本金の額は５億円である。Ｃ社及びＤ社は、内国法人たる株式会社（普通法人）であり、Ａ社及びＢ社と支配関係にない。Ａ社、Ｂ社、Ｃ社及びＤ社は、いずれも４月１日から翌年３月31日までの期間を事業年度とする青色申告法人であり、設立以来、継続して青色申告書を提出している。以下では、令和２年４月１日に開始するものを令和２事業年度というように表記する。

令和２年５月８日、Ａ社は、Ｂ社に対し資金援助の目的で３年間に限り無利息で融資する旨の契約を締結し、3,000万円を貸付けた。貸付時の一般的な金利は、年3.5％であった(事実①)。

令和２年６月４日、Ｂ社は、Ａ社に対しその所有する土地（時価１億円）を4,000万円で譲渡した(事実②)。

令和２年９月20日、Ａ社の取引先であるＣ社の債権につき、会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった。Ａ社は、Ｃ社に対して有する貸付金2,000万円の全額が切り捨てられることとなり、同額を貸倒損失として損金経理を行った(事実③)。

令和２年10月３日、Ａ社は、Ｄ社の株式の発行済株式総数の１％を取得した。令和２事業年度において、同株式の剰余金の配当150万円を受取り、収益に計上した(事実④)。

問１　事実①について、この融資は、Ａ社において法人税法上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。ただし、損金の額に関する取り扱いは述べなくてよい。

問２　事実②について、この土地の譲渡は、Ｂ社において法人税法上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。ただし、損金の額に関する取り扱いは述べなくてよい。

問３　事実③について、この貸付金の切捨ては、Ａ社において法人税上どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問４　事実④について、Ａ社が受けた剰余金の配当は、Ａ社において法人税上どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問題２　次の事案について、以下の問いに答えなさい。

Ａ社及びＢ社はいずれも、小売業を営む期末資本金 10 億円の内国法人たる株式会社（普通法人）である。Ａ社とＢ社の間に株式の保有関係はない。Ａ社及びＢ社は、いずれも４月１日から翌年３月 31 日までの期間を事業年度としている。以下では、令和２年４月１日に開始するものを令和２事業年度というように表記する。

令和２年６月、Ａ社は、かねてから出資しているＱ協同組合より、出資分量分配金 100 万円及び事業分量分配金 150 万円を受領し、収益に計上した。

令和２年９月、Ａ社は、Ｂ社より、その有する建物を無償で譲り受けた。

Ｂ社は、個人Ｒとの間で平成 29 事業年度に土地の売買取引を行った。同事業年度に手付金として 1,000 万円の小切手を交付した。しかし、Ｒは不動産業を営むどころか、全く事業活動をしておらず、経理記録すらしていない状況であった。同事業年度にＢ社は詐欺にあっていたことが判明したため、Ｂ社はＲを相手取って告訴した。その後、令和２事業年度に和解が成立し、令和２年 10 月、500 万円の支払を受けた。

令和３年３月、Ａ社は、翌事業年度である令和３事業年度において従業員慰安旅行の実施を予定しており、令和２事業年度において費用の見積額 300 万円を損金経理を行った。

令和３年３月、決算において、Ａ社は、売上原価の計算に際し、事業年度終了の日までに確定していないが適正に見積もることが可能なものについては、見積計上している。

問い　次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。

なお、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

① Ａ社がＱ協同組合より受領した出資分量分配金及び事業分量分配金は、Ａ社において益金不算入の適用を受けることができる。

② Ａ社が無償で譲り受けた建物について、Ａ社においてＢ社の帳簿価額をもって資産計上するとともに、同額を受贈益として益金の額に算入する。

③ Ｂ社は、詐欺による損失 1,000 万円を平成 29 事業年度の損金の額に算入し、支払を受けた弁済額 500 万円を令和２事業年度益金の額に算入する。

④ Ａ社は、見積計上した従業員慰安旅行の費用について、令和２事業年度の損金の額に算入する。

⑤ Ａ社は、見積計上した売上原価ついて、令和２事業年度の損金の額に算入する。

（租　税　法）

（満点　100 点）｛第１問とあわせ　時　間　２時間｝

第　２　問　（60 点）

第２問の解答に当たっての全般的注意事項

１．問題１について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに０（ゼロ）を記入しなさい。
２．端数処理は、答案用紙に指示があるものを除き、１円未満の端数を切り捨てなさい。
３．答案用紙中 XXX,XXX,XXX の金額は各自で求め、解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題１

普通法人である甲株式会社（以下、「当社」という。）の当期（自令和２年４月１日　至令和３年３月 31 日）における納付すべき法人税額の計算に関して、次の［**資料**］１．～９．に基づき、答案用紙に従って解答しなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が、最も少なくなるように計算しなさい。

［**資料**］

１．全般的な事項及び注意事項

⑴　当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械の製造・販売を主たる事業とする非上場会社であり、有価証券報告書は提出していない。
⑵　当社は、当期末において同族会社に該当しない。
⑶　当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中、売掛金は税込金額、それ以外の取引金額等はすべて税抜きの金額である。
⑷　問題文中の住民税は道府県民税及び市町村民税の合計金額である。また、事業税等には地方法人特別税が含まれている。
⑸　法人税額を計算する際に使用する税率は 23.2％である。

２．財務諸表上の数値

当期の財務諸表上の数値は、以下のとおりである。

⑴　当期末の資本金は 600,000,000 円、資本金等の額は 900,000,000 円である。
⑵　損益計算書上の当期純利益の額は、967,573,930 円である。

３．受取利息及び配当金等についての資料

⑴　当期の受取利息及び配当等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉徴収税額等」を租税公課又は法人税等に計上している。

銘柄等	区分	計算期間（注５）	収入金額（注６）	源泉徴収税額等（注７）	備考
A　株　式	確定配当	令和１年５月１日～令和２年４月30日	280,000円	42,882円	（注１）
B　株　式	確定配当	平成31年４月１日～令和２年３月31日	2,200,000円	449,240円	（注２）
C証券投資信託	確定配当	令和1年12月１日～令和２年11月30日	520,000円	70,449円	（注３）
D　社　債	社債の利子	令和１年７月１日～令和２年６月30日	340,000円	52,071円	（注４）
銀行預金	預金利子	－	260,000円	39,819円	

（注１）　Ａ株式（当社の持株割合は１％未満である。）に係る配当等の額は、令和 2 年７月 25 日に収受したものである。なお、この剰余金の配当は全額利益剰余金を原資としている。また、Ａ株式の異動状況は次のとおりである。

①　平成31年４月１日　4,000株取得

②　令和２年４月30日　4,000株取得

③　令和２年６月15日　3,000株売却

④　令和２年７月１日　6,000株取得

（注２）　Ｂ株式（当社は数年前から継続して所有しており、その持株割合は 35％である。）に係る配当等の額は、令和２年５月 20 日に収受したものである。

（注３）　Ｃ証券投資信託は、信託財産を内国法人の株式に運用するものであり、令和２年５月 30 日に取得している。なお、特定株式投資信託に該当するものであり、配当等の額には特別分配金が 60,000 円含まれている。

（注４）　Ｄ社債は特定公社債であり、平成 30 年 10 月 31 日に取得したものである。

（注５）　「計算期間」は、前回の配当等の基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日までの期間を記している。

（注６）　「収入金額」は、源泉徴収税額等の控除前の金額である。

（注７）　内国法人が徴収した「源泉徴収税額等」については、源泉所得税の額に加えて、復興特別所得税の額を含んだものである。

⑵　関連法人株式等に係る受取配当等の額から控除する負債利子の額の計算は、簡便法により計算することとし、その計算に必要な資料は次のとおりであり、当期に支払った支払負債利子の額は 26,485,000 円である。

事業年度	支払利子総額	関連法人株式等に係る原則法による控除負債利子の額
平成 27 年４月１日～平成 28 年３月 31 日	20,871,000 円	317,000 円
平成 28 年４月１日～平成 29 年３月 31 日	26,496,000 円	386,000 円

４．貸倒損失についての資料

⑴　金銭債権等の帳簿価額は次のとおりであった。

受取手形　681,400,000 円
売掛金　1,652,964,000 円
貸付金　96,000,000 円
未収入金　5,000,000 円

⑵　売掛金、貸付金について留意すべき事項が次のとおりある。

債務者	債権金額		備　　考
乙　社	貸付金	4,200,000 円	乙社の支払能力が悪化したため、当社は取引を停止した。当期末においてその取引停止から１年以上経過した。左記債権は回収の可能性が低いと認められたため、当社において回収できる部分を 50％とした計算を行い、左記債権の金額の 50％相当額を貸倒れとして損金経理をした。
丙　社	売掛金 貸付金	720,000 円 510,000 円	丙社は支払能力が急速に悪化し、当期末で取引停止後１年３ヶ月になった。当期末において丙社に対する売掛金及び貸付金について、以下の会計処理を行った。 （借方）貸倒損失　654,545 （借方）仮受消費税等　65,454 （貸方）売掛金　719,999 （借方）貸倒損失　509,999 （貸方）貸付金　509,999 これらの売掛金及び貸付金に対する担保物はない。
丁　社	貸付金	33,000,000 円	丁社は当期に会社更生法の規定に基づき更生計画の認可の決定が下された。丁社に対する貸付金の 50％が切り捨てられることとなったが、当社は何も処理をしていない。

５．減価償却についての資料

⑴　当社は、設立以来減価償却資産に関する償却方法の選定の届出をしていない。

⑵　当期末に有する減価償却資産のうち税務調整について検討すべきものは、次のとおりである。

種　類	事業に供与した日	取 得 価 額	期首帳簿価額	当期償却額	耐用年数
建 物 G	平成29年４月１日	220,000,000円	198,220,000円	7,900,000円	31年
建 物 H	平成30年９月１日	310,000,000円	293,802,500円	12,000,000円	31年
機械装置	平成28年６月24日	8,000,000円	2,500,000円	650,000円	９年

（注１）　建物Ｈについては、令和２年 11 月 30 日に修理、改良等を行い、48,000,000 円を支出し全額修繕費として損金経理をしている。このうち 45,000,000 円は避難階段の取付けに要した費用であり、残額は原状回復のために要した費用である。

（注２）　建物Ｇと建物Ｈはグルーピングの要件を満たしていない。

（注３）　機械装置には、繰越償却超過額が 570,340 円ある。

⑶　前期（自平成 31 年４月１日　至令和２年３月 31 日）及び当期において、次の減価償却資産を取得し、直ちに事業の用に供しており、前期及び当期の事業供用時に、それぞれその取得価額の全額を損金経理により消耗品費勘定に計上している。

区分	数量	単価	取得価額の合計額	耐用年数
応接セット	1	296,000円	296,000円	８年
金　　庫	2	105,000円	210,000円	20年
テ　レ　ビ	3	147,000円	441,000円	５年
パ ソ コ ン	36	112,000円	4,032,000円	４年

（注１）　応接セットは、令和２年６月 11 日に購入したものである。

（注２）　金庫は、令和２年２月４日に購入したものである。

（注３）　テレビは、令和３年３月 24 日に購入したものである。

（注４）　パソコンは、令和２年 10 月３日に購入したものである。

⑷　減価償却資産の償却率は、次のとおりである。

耐用年数	平成 19 年４月１日以後取得分				平成 24 年４月１日以後取得分		
	定額法	定率法					
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
４年	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
５年	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
８年	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
９年	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10年	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
20年	0.050	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486
31年	0.033	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286

６．繰延資産についての資料

⑴　当社は当期の５月 10 日に事務所開設にあたりＩ建物（建築費 110,000,000 円）を賃借し、その権利金（転売不可）として賃貸人に 4,500,000 円を支出した。この賃借に係る契約期間は６年であり、契約更新の際には、新たに権利金を必要とすることになっている。当社は、権利金を繰延資産として計上し、当期分の償却費として 900,000 円を損金経理している。なお、償却期間は、５年である。

⑵　当社の工場前のＪ土地（帳簿価額 8,200,000 円、時価 10,000,000 円）を市道用地として市に対して当期の 12 月５日に提供し、その帳簿価額を費用に計上した。なお、当社は提供後もその便益を受けるものであるが、一般の人も通行に利用するものである。なお、償却期間の計算の基礎となる耐用年数は、15 年である。

⑶　当期の１月 15 日にＫ同業者団体（社交団体ではない。）に加入したことにより、加入金 540,000 円及び当期分の通常会費 140,000 円を支払い、雑費として処理した。この加入金は出資としての性格は有しておらず、加入したことによる権利を他の者に譲渡することはできないものである。なお、償却期間は、５年である。

７．租税公課についての資料

当社の納税充当金の金額の当期における変動は、次のとおりである。

税　　目	期首現在の金額	当期減少額	期末現在の金額
法人税及び地方法人税	114,480,000 円	114,480,000 円	124,000,000 円
住民税	23,200,000 円	23,200,000 円	24,620,000 円
事業税等	38,620,000 円	38,620,000 円	44,395,000 円
合計額	176,300,000 円	176,300,000 円	193,015,000 円

期末現在の金額は、当期の損益計算書の法人税、住民税及び事業税等の額に計上され、期末現在の貸借対照表の未払法人税等の額に計上されている。期首現在の金額は、前期の損益計算書及び貸借対照表において同様に計上されていた。

⑴　当期において前期分の確定税額（法人税及び地方法人税 113,680,000 円、住民税 23,000,000 円及び事業税等 38,520,000 円）を納付した際に、以下の会計処理を行った。

（借方）未払法人税等　175,200,000 円　（貸方）現金預金　175,200,000 円

なお、前期の未払法人税等の引当超過額（法人税及び地方法人税 800,000 円、住民税 200,000 円及び事業税等 100,000 円）は戻入れ、以下の会計処理を行った。

（借方）未払法人税等　1,100,000 円　（貸方）法人税等　1,000,000 円
（貸方）租税公課　100,000 円

⑵　当期の中間納付額は、法人税及び地方税 197,236,000 円（うち法人税 163,981,000 円）、住民税 36,214,000 円、事業税等 60,587,000 円であり、以下の会計処理を行った。

（借方）法人税等　257,237,000 円　（貸方）現金預金　294,037,000 円
（借方）租税公課　36,800,000 円

⑶　期末現在の金額は、未払法人税等の期末残高が当期の確定申告に基づく見込納付額となるように計算した金額であり、以下の会計処理を行った。

（借方）法人税等　161,015,000円　（貸方）未払法人税等　193,015,000円

（借方）租税公課　32,000,000円

⑷　当期において納付した次の金額は、当期の損益計算書の営業外費用の額に含まれている。

税　目	金　額
固定資産税	8,400,000円
当社の従業員が業務中に課せられた交通反則金	55,000円
当社の役員が業務中に課せられた交通反則金	120,000円
当期の中間納付法人税に係る延滞税	687,000円
前期の法人税の確定申告書の提出期限の延長に伴う利子税	1,673,000円
前期の法人住民税の確定申告書の提出期限の延長に伴う延滞金	340,000円
印紙税の過怠税	490,000円

８．役員給与についての資料

⑴　当社は、６月開催の定時株主総会及び取締役会において、取締役Ｅの役員給与を月額700,000円から1,000,000円への改定を決議し、翌７月分から支給した。当期の第３四半期の業績が急上昇したため、当期２月支給分から役員給与を月額1,200,000円に再度増額支給した。当社は取締役Ｅの給与に関して事前確定届出給与の届出は行っていない。

⑵　当社は、６月開催の定時株主総会及び取締役会において、専務取締役Ｆの役員給与を月額900,000円から月額1,100,000円への改定を決議し、翌７月分から支給した。当期10月に、Ｆが持病を悪化させたため、３ヶ月の入院を要することとなった。入院期間中は十分な職務を行うことができないため、10月支給分から12月支給分の役員給与を月額200,000円に減額した。退院後は職務に復帰し、１月支給分から元の月額1,100,000円の役員給与を支給した。当社は専務取締役Ｆの給与に関して事前確定届出給与の届出は行っていない。

９．寄附金についての資料

当期において寄附金として支出し費用に計上した金額は、次のとおりである。なお、別表四の仮計の金額は1,400,000,000円である。

寄附金の支出先	支出金額	備　考
Ｌ　新　聞　社	5,300,000円	義援金であり、指定寄附金に該当する。
独立行政法人Ｍ	2,700,000円	事業費に充てられるものである。なお、特定公益増進法人に対する寄附金に該当する。
日本赤十字社	1,400,000円	財務大臣の承認を受けているものである。
政治団体Ｎ	3,100,000円	政治献金として支出したものである。
合　計	12,500,000円	―――

問題２

次の［**資料**］に基づき、同族会社の判定、特定同族会社の判定を行うとともに、税法上の役員及び使用人兼務役員をあげなさい。解答の際は、答案用紙の正しい内容に○を付して解答すること。

［**資料**］

⑴　当社の当期末における株主等の構成は、次のとおりである。なお、議決権株式については、１株につき１個の議決権が付与されている。

株　主	持株数	株式の種類	役職名その他の事項
A　氏	120,000 株	議決権株式	代表取締役
B　氏	100,000 株	議決権株式	専務取締役
C　氏	19,000 株	議決権株式	取締役経理部長（Ｂ氏の兄）
D　社	40,000 株	無議決権株式	非同族会社
E　氏	11,000 株	議決権株式	営業部長（Ａ氏の妻）
F　氏	19,000 株	議決権株式	工場長（Ｂ氏の長男）
G　氏	9,000 株	議決権株式	相談役
H　氏	13,000 株	議決権株式	取締役営業部長（Ｆ氏の友人）
I　氏	9,000 株	議決権株式	監査役
少数株主	260,000 株	無議決権株式	（注）
合　計	600,000 株	―	―

（注）いずれの株主も持株割合は１％未満であり、表中の株主と特殊関係はない。

⑵　Ｇ氏は、法人の経営に従事している。

⑶　Ｅ氏及びＦ氏は職制上使用人としての地位にあるが、役員会等には常時出席しており、事実上法人の経営に従事している。

⑷　Ｃ氏及びＨ氏は、常時使用人としての職務に従事している。

⑸　当社の期末資本金の額は２億円であり、期末資本金等の額は２億５千万円である。

ご記入いただいた個人情報は、教材発送、お客様へのご連絡、資格試験の情報提供、当社のサービス・商品等のご案内、成績発表等の目的に使用させて頂きます。
詳細につきましては、当社のプライバシーポリシー（http://www.lec-jp.com/privacy.html）をご確認ください。
〈LEC〉複製・頒布を禁じます

第　1　問　　答　案　用　紙

問題１

問１

問２

問３

問４

2021－論グ－租（１）－問

受験地	受験日	受講証番号	氏　名	評　点			
				第1問		第2問	

問題２

番号	○×欄	記述欄
①		
②		
③		
④		
⑤		

受講証番号

第　２　問　　答　案　用　紙

問題１

Ⅰ　法人税額の計算　　（単位：円）

当期純利益の額　967,573,930

	加算すべき金額	減算すべき金額
（受取配当等についての申告調整）		
Ａ株式	，　，	，　，
Ｂ株式	，　，	，　，
Ｃ証券投資信託	，　，	，　，
（有価証券についての申告調整）		
Ｃ証券投資信託	，　，	，　，
（所得税額の控除についての申告調整）		
剰余金の配当に係る所得税・復興特別所得税	，　，	，　，
投資信託の収益分配金に係る所得税・復興特別所得税	，　，	，　，
預金の利子及び社債の利子分配金に係る所得税・復興特別所得税	，　，	，　，
（貸倒損失についての申告調整）		
４．貸倒損失についての資料⑵		
乙社	，　，	，　，
丙社	，　，	，　，
丁社	，　，	，　，

受講証番号

	加算すべき金額	減算すべき金額
（減価償却についての申告調整）		
５．減価償却についての資料⑵		
建物Ｇ	，　，	，　，
建物Ｈ	，　，	，　，
機械装置	，　，	，　，
５．減価償却についての資料⑶		
応接セット、金庫、テレビ、パソコン	，　，	，　，
（繰延資産についての申告調整）		
６．繰延資産についての資料		
Ｉ建物権利金	，　，	，　，
Ｊ土地市道用地	，　，	，　，
Ｋ同業者団体加入金	，　，	，　，
（租税公課についての申告調整）		
７．租税公課についての資料		
⑴について	，　，	，　，
⑵について	，　，	，　，
⑶について	，　，	，　，
⑷について	，　，	，　，
（役員給与についての申告調整）		
８．役員給与についての資料		
⑴について	，　，	，　，
⑵について	，　，	，　，
（寄附金についての申告調整）		
寄附金の損金不算入額	，　，	，　，
	・・・・・・・・・	・・・・・・・・・

受講証番号

（法人税額の計算）

所得金額	1,400,614,000
法人税額	,　,
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	XXX,XXX,XXX
中間申告法人税額	XXX,XXX,XXX
納付すべき法人税額	,　, 00

（百円未満切捨て）

受講証番号

問題２

（同族会社の判定）

同族会社に該当　　する・しない

（特定同族会社の判定）

特定同族会社に該当　　する・しない

（税法上の役員）

Ａ氏・Ｂ氏・Ｃ氏・Ｄ社・Ｅ氏・Ｆ氏・Ｇ氏・Ｈ氏・Ｉ氏・少 数 株 主

（税法上の使用人兼務役員）

Ａ氏・Ｂ氏・Ｃ氏・Ｄ社・Ｅ氏・Ｆ氏・Ｇ氏・Ｈ氏・Ｉ氏・少 数 株 主

受講証番号

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

EU21172